

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com



島原半島
 をドライブ
 していると
 一面のひま
 わり畑。遠く
 に有明海が
 望めました。

助成金情報

キャリアアップ助成金①

「正規雇用等転換コース」

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む。以下「有期契約労働者等」という）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、6つのコースの助成金があります。

今回は、その①「正規雇用等転換コース」です。

有期契約労働者の正規雇用等への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行うために、キャリア

アップのための措置を行った事業主に対する助成制度です。

主な受給要件

「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」に沿って、次の措置を実施した場合に受給することができます。

- 1 対象労働者は、有期契約労働者、派遣労働者等を一定期間雇用していること
- 2 キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定を受けていること
- 3 キャリアアップ計画に基づき、正規雇用等への転換等を実施すること

受給額

- 1 適用内容 支給対象者1人あたり支給額
 - (1)支給対象者が母子家庭の母等・父子家庭の父の場合
 - 有期労働から正規雇用への転換等
30万円（40万円）
 - 有期労働から無期雇用への転換等
15万円（20万円）
 - 無期労働から正規雇用への転換等
15万円（20万円）

*注（ ）内は中小企業事業主の場合

- 2 ただし、1年度1事業所あたり10人までを上限とします。
- 3 このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



今年、庭のぶどうがたくさん実っている。

ブドウの木には、カナブンがたくさんやってきて、葉っぱを食べ、虫食いの葉っぱになってしまう。

このブドウは本当に食べられるようになるのかはわからないが、ちょっと楽しみではある。

法改正情報

☆産前産後休業期間の厚生年金・健康保険の保険料が免除されます☆

来年4月から、産前産後休業期間中の厚生年金と健康保険の保険料が免除になります。

育児休業中の保険料免除と同様に、産前産後休業期間中（産前6週間、産後8週間のうち労務に従事しなかった期間）の保険料が免除となります。施行までには、9か月ありますが、出産・子育て中の方へのホットなニュースです。

Q&A

Q：高年齢雇用継続給付を受給中の従業員が、疾病を理由に、退職しますが、再就職後に高年齢雇用継続給付金の継続給付はできますか？

A：60歳以降の高年齢雇用継続給付金のことですね。

Q：はい、療養のために退職します。

A：退職により被保険者資格を喪失後、基本手当の支給を受けずに、1年以内に再就職し、被保険者資格を再取得したときは、引き続き高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者となり得ます。

Q：具体的な手続きを教えてください。

A：疾病等の理由で30日以上職業に就くことができない期間があるときは、その間再就職を先延ばしにすることができます。延長ができるのは3年が限度です。

様式16号の延長申請書に、医師の証明書などを添えてハローワークに提出します。尚、基本給付金は、65歳までの給付です。

岩屋のうどん



佐賀県神埼市から福岡に抜ける山道を登っていくと岩屋というところがある。

春には桜が咲き、新緑の時期には、若葉がきれいだ。

夏には涼しげな滝を眺めることができる。

この岩屋には「岩屋うどん」というお店がある。このうどんは、地元の方たちの手作りで、出汁もおいしく、いつも、ごぼう天うどんを注文する。

久しぶりに出かけたが、この日もいい天気で気分がいい。

私にとって、休日にふらっと出かけ、季節を感じることができる絶好の場所です。

あとがき

事務所通信の第6号をお届けします。読者の皆さんから「いつもは、法改正などに興味をもって読んでます。」「老岐の島の記事は、懐かしかったね。シリーズで取り上げて」の声や、「毎日の仕事に孤軍奮闘中ですが、楽しんで読ませてもらってます」などの感想を寄せていただきました。有難うございます。

質問や感想、ご意見は下記まで

人事労務センター

FAX 092-409-4187

Eメール akiko@b-souken.com